

報告第6号

専決処分の報告について（丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第3条第2号の規定により、これを報告する。

令和4年4月25日提出

丸亀市教育委員会

教育長 金丸真明

専 決 処 分 書

丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月1日

丸亀市教育委員会
教育長 金 丸 眞 明

1 被任命者

区 分	氏 名	年 齢	備 考
東地区共同実施グループ	深藪 照代	54	東中学校 事務主任（再）
西地区共同実施グループ	川崎由香理	52	城南小学校 事務主任（再）
南地区共同実施グループ	雨嶋 順子	51	郡家小学校 主任
飯綾地区共同実施グループ	藤田 栄子	47	飯山北小学校 主任

（報告提出日現在）

2 任命期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 任命理由

丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任期が、令和4年3月31日で満了するため

令和3年度丸亀市立小中学校事務グループリーダー（旧）

1 被任命者

区 分	氏 名	備 考
東地区共同実施グループ	深藪 照代	東中学校 事務主任
西地区共同実施グループ	川崎 由加理	城南小学校 事務主任
南地区共同実施グループ	小松 玲子	郡家小学校 事務主任
飯綾地区共同実施グループ	都築 典代	綾歌中学校 事務主任

2 任命期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

